

国際大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、世界規模のスポーツ大会に出場する者の栄誉を称え、活躍を祈念するとともに、市のスポーツ振興及びスポーツ活動に対する市民の意識高揚を図るため、国際大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 奨励金の対象となるスポーツ大会（以下「大会」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
- (2) パラリンピック競技大会
- (3) デフリンピック競技大会
- (4) スペシャルオリンピックスワールドゲーム
- (5) 前号以外で国際競技連盟が主催する世界規模の大会

(交付対象者)

第3条 交付の対象となる者は、前条に掲げる大会に予選又は選抜・選考により日本代表として出場する選手のうち、大会当日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、大会出場の登録選手等に該当する者とし、監督、コーチ、マネージャー等は含まない。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者
- (2) 市内に活動の拠点を有するスポーツ団体等に所属している者
- (3) その他市長が認める者

(申請者)

第4条 奨励金の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 選手本人又は選手の保護者
- (2) 選手が所属しているスポーツ団体等の代表者
- (3) その他市長が認める者

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会の2週間前（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までに国際大会出場奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大会参加者名簿（様式第2号）
- (2) 大会要項
- (3) 代表選出・大会出場等が証明できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、国際大会出場奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により通知する。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定等の内容又はこ

れに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付決定等はなかったものとみなす。

(交付の時期及び請求)

第9条 奨励金は、第7条の規定により交付決定及び額の確定をした後に交付するものとする。

- 2 交付決定者は、奨励金の交付を受けようとするときは、国際大会出場奨励金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 交付決定者が前項の規定に基づき奨励金を請求するにあたり受領者が交付決定者と異なる場合においては、委任状(様式第5号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、大会終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに国際大会出場奨励金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会成績報告書(様式第7号)
- (2) 大会結果のわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当し、既に奨励金の交付を受けているときは、奨励金を返還させることができる。

- (1) 大会が中止され、又は大会に参加しなかったとき。
 - (2) 大会出場に関し、不正その他不適切な行為をしたとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
 - (4) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) この要綱に基づく指示に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により返還を求めるときは、返還命令書(様式第8号)により、期限を定めて返還を命じるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第12条 交付決定者は、前条の規定により奨励金の返還を命じられたときは、当該奨励金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

- 2 交付決定者は、奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(奨励金に係る経理)

第13条 交付決定者は、奨励金に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、当該交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第14条 市長は、交付決定者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

- 2 市長は、交付決定者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 3 市長は、奨励金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている奨励金の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。